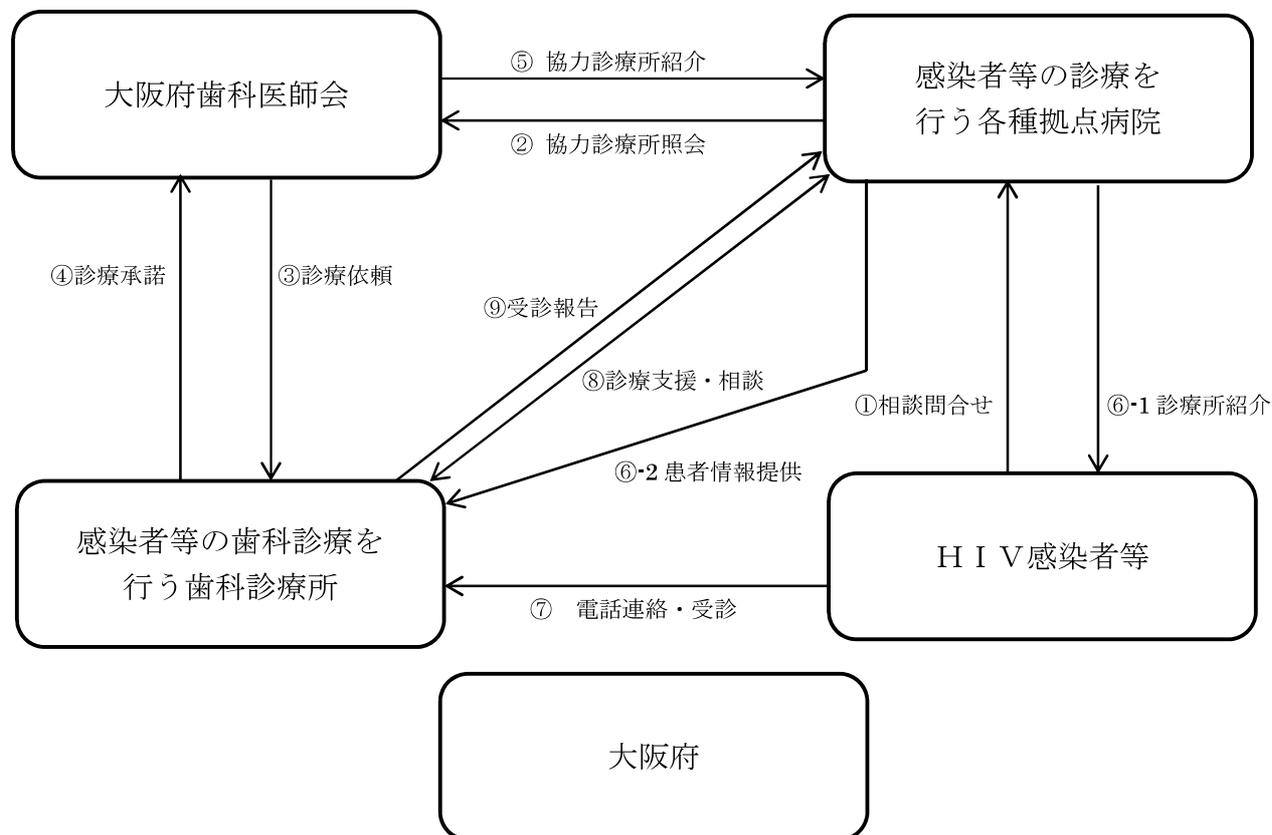


# 大阪府H I V感染者等歯科診療連携体制構築事業について

## (1) 目的

H I V感染者・エイズ患者（以下、「H I V感染者等」という。）が地域で安心して歯科診療を受けられるよう、大阪府歯科医師会と大阪府等が連携して地域にH I V感染者等の歯科診療を行う歯科診療所を確保し、H I V感染者等の診療を行う各種拠点病院（ブロック拠点病院、中核拠点病院、エイズ治療拠点病院をいう。）と歯科診療所との連携体制を構築する。

## (2) H I V感染者等歯科診療連携体制のイメージ図



本事業推進にあたっての連絡調整

患者及び関係機関等への周知（各HP及び各種啓発冊子等）

歯科診療連携体制に関する問合せ窓口

協力歯科診療所に対する研修の企画・開催

## (3) 協力歯科診療所紹介の流れ

- ① HIV感染者等が地域の歯科受診を希望する場合、拠点病院の主治医へ相談する。
- ② 拠点病院の主治医は、病状が安定し紹介が可能と判断した場合、別紙1を記入、大阪府歯科医師会へFAX及び電話で連絡をし、協力歯科診療所の照会をかける。（別紙1の記入、FAX及び電話については主治医以外可）
- ③ 大阪府歯科医師会は、別紙1の希望にあてはまる協力歯科診療所に診療を依頼する。
- ④ 依頼のあった協力歯科診療所は、診療承諾の有無を大阪府歯科医師会へ連絡する。
- ⑤ 大阪府歯科医師会は、承諾を得た協力歯科診療所を別紙2へ記入し、拠点病院の窓口担当者へFAX及び電話連絡をする。
- ⑥-1 拠点病院の主治医は、HIV感染者等へ協力歯科診療所を紹介し、決定後診療情報提供書を渡す。
- ⑥-2 拠点病院の主治医は、協力歯科診療所に対して患者情報を電話連絡する。
- ⑦ HIV感染者等は、受診予定の歯科診療所へ事前に電話連絡し診療情報提供書を持参の上受診する。
- ⑧ 受診歯科診療所は、必要時、拠点病院の主治医に相談し、拠点病院は診療支援を行うなど連携を図る。
- ⑨ 受診歯科診療所は、HIV感染者等を診療後、拠点病院へ受診報告をする。